

## Newsletter / IP Japan

### 令和元年度の意匠法の改正

令和元年度の「特許法等の一部を改正する法律案」が国会で可決・成立したことにより、意匠法が下記の点で改正されました。以下では、意匠法の改正点について、概要を説明します。

なお、意匠法改正の詳細については、特許庁の下記サイト及び解説書に説明がありますので、ご参照ください。

「令和元年意匠法改正特設サイト」

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu\\_kaisei\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu_kaisei_2019.html)

「令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書」

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/2019-03kaisetsu.html>

#### （１）保護対象の拡充（令和２年４月１日施行）

意匠法の保護対象が拡充され、下記のものも意匠法の保護対象となりました。

##### ・建築物のデザイン

建築物のデザインも保護対象になりました（意匠法第２条）。従来、不動産である建築物は、保護対象ではありませんでした。

##### ・表示画像や操作画像

サーバに記録されている画像が送信されて物品に表示される場合や、画像が物品以外の場所に投影される場合なども保護対象になりました（意匠法第２条）。ただし、映画やゲームのコンテンツ画像など、機器の機能に関係のない画像は保護対象になりません。

##### ・内装の意匠

家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾により構成される内装については、一意匠として保護対象になりました（意匠法第８条の２）。

#### （２）関連意匠制度の拡充（令和２年４月１日施行）

##### ・関連意匠の出願可能期間の拡張

関連意匠の出願が、本意匠の出願から１０年を経過する日前まで可能になりました（意匠法第１０条第１項）。従来は、本意匠の意匠公報の発行日まででした。

・ 関連意匠の出願範囲の拡大

関連意匠のみに類似する意匠についても、関連意匠として登録可能になりました（従来の意匠法第10条第3項の削除）。ただし、出願可能期間は、最初の本意匠（関連意匠に係る最初に選択した一の本意匠）の出願から10年が経過する日前までです（意匠法第10条第5項）。

**（3）意匠権の存続期間（令和2年4月1日施行）**

意匠権の満了日が、出願日から25年経過した日までになりました（意匠法第21条第1項）。従来の意匠権の満了日は、登録日から20年経過した日まででした。

**（4）創作非容易性の水準の明確化（令和2年4月1日施行）**

創作非容易性の根拠となる資料が、公然知られたか否かに関わらず、刊行物やウェブサイト等に掲載された形状・模様等まで拡大されました（意匠法第3条第2項）。従来は、創作非容易性の根拠となる刊行物やウェブサイト等に掲載された形状・模様等には、「公然知られた」ことが必要でした。

**（5）組物の部分の意匠（令和2年4月1日施行）**

組物の部分についても意匠登録することが認められることになりました（意匠法第2条第1項）。従来、組物の部分についての意匠登録は認められていませんでした。

**（6）間接侵害の対象拡大（令和2年4月1日施行）**

意匠権の間接侵害が、悪意により、例えば侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等するような行為にも適用されるようになりました（意匠法第38条）。

**（7）損害賠償算定方法の見直し（令和2年4月1日施行）**

従来、意匠権侵害の損害賠償額から権利者の生産・販売能力等を超える部分が除かれていましたが、改正により、権利者の生産・販売能力等を超える部分が除かれないことになりました（意匠法第39条第1項）。

**（8）複数意匠一括出願の導入（公布の日(2019/5/17)から2年以内に施行予定）**

経済産業省令で定めるところにより、複数の意匠を、一つの願書で出願できるようになります（意匠法第7条の委任省令要件、意匠法施行規則改正予定）。

**（9）物品区分の扱いの見直し（公布の日(2019/5/17)から2年以内に施行予定）**

「物品の区分表」（意匠法施行規則別表第1）を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる「一物品」、「一建築物」及び「一画像」の基準を設けることとなります（意匠法第7条）。

(10) 手続救済規定の拡充（公布の日(2019/5/17)から2年以内に施行予定）

意匠法においても、指定期間が経過した後や優先期間が経過した後の出願等の救済が、特許法と同様の条件で認められることとなります（意匠法第68条で準用する特許法第5条第3項、及び意匠法第15条で準用する同法第43条の2）。

以上

お問合せ先

特許業務法人 津国

【東京本部】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター2階

TEL : 03-6261-3750（代表） FAX : 03-3263-5650

【関西オフィス】

〒532-0011 大阪市淀川区西中島7-5-25 新大阪ドイビル5階

TEL : 06-4806-1350 FAX : 06-4806-1351

Email: [jp-firm@tsukuni.gr.jp](mailto:jp-firm@tsukuni.gr.jp)

Website: <http://www.tsukuni.gr.jp>